

長岡市公告第 2 4 2 号

等級及び職制上の段階ごとの職員数について（公告）

地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 5 8 条の 3 の規定に基づき、長岡市の等級等ごとの職員の数の状況を別紙のとおり公表します。

令和 7 年 1 0 月 1 日

長岡市長 磯田 達伸

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和7年4月1日現在）

行政職給料表

職務の級	級別職務分類表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階								
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階						
1級	主事、技師又はこれらに相当する職（以下「主事等」という。）の職務	165	9.5	主事	103	397	22.9	主事級						
				技師	8									
				保健師	7									
				保育士	39									
				保育教諭	1									
				教諭	1									
				児童指導員	3									
				学芸員	1									
				作業療法士	1									
				博物館専門員	1									
				計	165									
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事等の職務	232	13.4	主事	170	397	22.9	主事級						
				技師	19									
				保健師	9									
				栄養士	1									
				保育士	25									
				保育教諭	1									
				学芸員	2									
				心理士	2									
				児童指導員	2									
				作業療法士	1									
				計	232									
3級	1 主査の職務 2 主任の職務	695	40.1	主任	251	251	14.5	主任級						
				主査	444	444	25.6	主査級						
				計	695									
4級	1 係長の職務 2 支所の課長補佐の職務 3 副主幹の職務 4 総括主査の職務	353	20.3	係長	266	353	20.3	係長級						
				保育園長、幼稚園長、認定こども園長	30									
				総括主査	43									
				指導主事	10									
				係長級の出先機関等の長	3									
				課長補佐級の出先機関の副所長	1									
				計	353									
5級	1 本庁の課長補佐の職務 2 支所の課長の職務 3 副支所長の職務 4 主幹の職務 5 委員会等の事務局の次長又は課長補佐の職務 6 総括副主幹の職務	162	9.3	本庁の課長補佐	72	162	9.3	課長補佐級						
				支所の課長等	10									
				総括副主幹	51									
				課長補佐級の出先機関等の長	12									
				委員会等の事務局の課長補佐	7									
				委員会等の事務局の次長	3									
				管理指導主事	3									
				館長補佐	2									
				副所長	2									
				計	162									
6級	1 本庁の課長の職務 2 支所長の職務 3 委員会等の事務局の長又は課長の職務 4 特命主幹の職務	90	5.2	本庁の課長	62	90	5.2	課長級						
				支所長	9									
				委員会等の事務局の課長	7									
				委員会等の事務局の長	3									
				特命主幹	7									
				館長	1									
				所長	1									
				計	90									
7級	1 部長又は会計管理者（以下「部長等」という。）の職務 2 部次長の職務 3 相当困難な業務を行う委員会等の事務局の長の職務 4 参事の職務 5 工事検査監の職務 6 副参事の職務	13	0.7	工事検査監	1	4	0.2	部次長級						
				副参事	2									
				次長	1									
				参事	3									
				部長	6									
				計	13									
8級	1 理事の職務 2 困難な業務を行う部長等の職務 3 困難な業務を行う委員会等の事務局の長の職務 4 困難な業務を行う参事の職務	25	1.4	部長	10	31	1.8	部長級						
				参事	5									
				室長	2									
				会計管理者	1									
				委員会等の事務局の長	1									
				消防長	1									
				水道局長	1									
				危機管理監	1	3	0.2	理事級						
				理事	2									
				産業政策監	1									
				計	25									
				合計					1,735	100				

技能労働職給料表

職務 の級	級別職務分類表に規定する 基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1 級	技能労務職員の職務	0	0.0	-	0
				計	0
2 級	高度の技能又は長期の経験を必要とする技能労務 職員の職務	0	0.0	-	0
				計	0
3 級	特に高度の技能又は特に長期の経験を必要とする 技能労務職員の職務	40	31.5	管理員	19
				管理・運転員	1
				調理師	17
				調理員	1
				技工士	2
				計	40
4 級	極めて高度の技能又は極めて長期の経験を必要と する技能労務職員の職務	71	55.9	調理師	41
				管理員	28
				管理・運転員	2
				計	71
5 級	4 級に規定する技能労務職員の職務で任命権者が 指定する職務	16	12.6	管理員	6
				職長	10
				計	16
	合計	127	100		

公安職給料表

職務 の級	級別職務分類表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	消防士の職務	46	13.9	消防士	46	108	32.6	主 事 級
				計	46			
2 級	1 消防副士長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務 を行う消防士の職務	62	18.7	消防副士長	42			
				消防士	20			
				計	62			
3 級	消防士長の職務	95	28.7	主任	95	100	30.2	主任級
				計	95			
4 級	消防司令補の職務	89	26.9	主任	5	84	25.4	係長級
				総括主査	53			
				係長	26			
				係長級の出張所の長	5			
				計	89			
5 級	消防司令の職務	29	8.8	総括副主幹	16	29	8.8	課 長 補 佐 級
				課長補佐級の出張所の長	4			
				課長補佐	3			
				消防署長補佐	3			
				室長	3			
				計	29			
6 級	消防司令長の職務	8	2.4	課長	4	8	2.4	課 長 級
				消防署長	2			
				特命主幹	2			
				計	8			
7 級	消防監の職務	2	0.6	次長	1	2	0.6	部次長級
				副参事	1			
				計	2			
8 級	消防正監の職務	0	0.0	-	0	0	0.0	部長級
				計	0			
	合計	331	100					

医療職給料表(1)

職務 の級	級別職務分類表に規定する 基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1 級	医師又は歯科医師の職務	0	0	-	0
				計	0
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う医師 又は歯科医師の職務	0	0	-	0
				計	0
3 級	1 診療所長の職務 2 困難な業務を行う医師又は歯科医師の職務	0	0	-	0
				計	0
4 級	困難な業務を行う診療所長の職務	1	100	診療所長	1
				計	1
	合計	1	100		

医療職給料表(2)

職務 の級	級別職務分類表に規定する 基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1 級	栄養士又は診療放射線技師の職務	0	0	-	0
				計	0
2 級	困難な業務を行う栄養士又は診療放射線技師の職務	0	0	-	0
				計	0
3 級	主任栄養士又は主任診療放射線技師の職務	0	0	-	0
				計	0
4 級	困難な業務を行う主任栄養士又は主任診療放射線 技師の職務	0	0	-	0
				計	0
5 級	4 級に規定する主任栄養士又は主任診療放射線技 師の職務で任命権者が指定する職務	0	0	-	0
				計	0
	合計	0	0		

医療職給料表(3)

職務 の級	級別職務分類表に規定する 基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1 級	准看護師の職務	1	16.7	准看護師	1
				計	1
2 級	看護師の職務	3	50.0	看護師	3
				計	3
3 級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う 看護師の職務	2	33.3	看護師	2
				計	2
4 級	看護師長の職務	0	0.0	-	0
				計	0
	合計	6	100		

企業職給料表(1)

職務 の級	級別職務分類表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	主事、技師又はこれらに相当する職（以下「主事等」という。）の職務	4	3.8	主事 技師 計	3 1 4	21	19.8	主事級
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事等の職務	17	16.0	技師 主事 計	6 11 17			
3 級	1 主査の職務 2 主任の職務	48	45.3	主任 主査 計	9 39 48	9	8.5	主任級
4 級	1 副主幹の職務 2 所長補佐の職務 3 係長又は総括主査の職務	24	22.6	係長 総括主査 計	21 3 24	24	22.6	係長級
5 級	1 主幹の職務 2 課長補佐、室長、総括副主幹又は所長の職務	10	9.4	総括副主幹 課長補佐 所長 室長 計	2 4 3 1 10	10	9.4	課長補佐級
6 級	課長又は特命主幹の職務	2	1.9	課長 計	2 2	2	1.9	課長級
7 級	参事、次長又は副参事の職務	1	0.9	次長 計	1 1	1	0.9	部次長級
	合計	106	100					

企業職給料表(2)

職務 の級	級別職務分類表に規定する 基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1 級	技工士の職務	0	0.0	- 計	0 0
2 級	高度の技能又は長期の経験を必要とする技工士の職務	0	0.0	- 計	0 0
3 級	1 主任技工士の職務 2 特に高度の技能又は特に長期の経験を必要とする技工士の職務	3	100.0	技工士 - 計	3 0 3
4 級	高度の技能又は長期の経験を必要とする主任技工士の職務	0	0.0	- 計	0 0
5 級	4 級に規定する主任技工士の職務で任命権者が指定する職務	0	0.0	- 計	0 0
	合計	3	100		